

平成16年（ワ）第25016号 外 薬害イレッサ損害賠償請求事件

原告 近澤昭雄 外

被告 国 外

意見陳述書

東京地方裁判所民事第24部 御中

平成22年8月25日

原告 近澤昭雄

娘の三津子のがんと宣告されたのは、2001（平成13）年9月のことです。日頃から元気で、病気とはまったく無縁だった29歳になる三津子が、突然肺がんにかかっていると聞かされたとき、私は目の前が真っ白になって、どうして良いのか分からなくなってしまったことを昨日の事のように思い出します。

何で私が、と悲痛な声をあげた三津子でしたが、「病気に負けたくない、きつとがんを退治してみせる」と強く明るく振る舞い、長い抗がん剤治療にも弱音を吐かず、脱毛などの副作用にも気丈に振る舞いながら、8カ月間の抗がん剤治療を頑張り抜きました。

2002（平成14）年7月の半ば、がんの情報を集めているときに、インターネットでイレッサについて書かれているサイトを見つけました。「夢のような新薬」「副作用が少なく自宅でも手軽に服用できる画期的な肺ガン治療薬」などの文字が輝いて見えました。イレッサの記事が掲載されているさまざまな雑誌や新聞記事には、腫瘍専門医のコメントが数多く出ていました。インターネットの情報も、雑誌や新聞の記事も、専門医のコメントも、どれもイレッサを推奨し、延命効果は大きく副作用が少ない素晴らしい薬などといったものばかりで、不安情報はどこを探しても見当たりませんでした。

アストラゼネカ社もさまざまなメディアを使って、イレッサの効果について宣伝していました。国も、待ち焦がれている患者に早く届けるとして、特定療養費制度を適用してまで早期に販売して、保険適用することを予定していました。

当時、使用に際して何一つ不安に思うことはありませんでした。こんなに素

晴らしい抗がん剤が出てきたのならば、三津子に何としても早く飲ませてあげたいと願いました。

そこで、次の治療薬として「イレッサ」を選択しました。

8月15日から1日1錠、イレッサの服用が始まりました。三津子も、私同様に何の不安も疑いも持たず、毎日一錠飲み続ければガンが縮小すると信じて、自宅で服用を続けました。

イレッサ服用中、肺の影が小さくなったと医師から伝えられたことがありました。胸水が減ったものでした。一時的にイレッサの症状緩和の効果があつたのかもしれませんが、そのイレッサが、三津子に地獄の責め苦を与えながら、あつという間に命を奪っていったのです。

服用を続けて49錠目の日、10月3日でした。肺に気になる影があるということで緊急入院となりました。いろいろと手を尽くしていただきましたが容態は、日毎に悪化するばかりで、呼吸苦は一向に良くなりません。酸素マスクの酸素は一杯になっているのに、息ができない、苦しい、何とかして、何とかして、と涙を流し、顔を引きつらせながら三津子は訴え続けました。横になると息苦しいため、体を横にすることもできず、上半身を起こしてベッドに座っていなければなりませんでした。呼吸苦がひどいときには、酸素マスクの酸素量を100%に上げてても苦しい様子で、「もっと酸素を増やして」と哀願するような目で酸素量を調節するコックを見ていました。三津子のゼーゼーという息づかいと、ガーガーという酸素を送る音だけが個室に響き渡りました。

10月15日、緊急安全性情報が発出されたとの新聞報道を見た主治医から、私は間質性肺炎であることを初めて伝えられました。カルテを見ると、医師もイレッサの肺障害を疑いながら、その診断に自信がもてなかったようです。国もアストラゼネカ社も、裁判では、承認時点で必要な注意喚起はしていたと主張しています。しかし、医師すら判断を下せないような注意喚起の仕方では、必要な注意喚起を尽くしていたと言えるわけがありません。

緊急入院してから15日間、三津子は頑張り抜きました。しかし頑張りも空しく、10月17日、三津子はベッドに座ったままで力尽き、息絶えました。

これが、イレッサの副作用である間質性肺炎の苦しさだよ、と身を以って私

に伝えるかのように、地獄のような苦しみの中で三津子は亡くなって逝きました。

三津子が亡くなった後、私は大阪のアストラゼネカ本社に問い合わせをしました。アストラゼネカ社の回答は、「副作用による死亡の報告は届いておりません。亡くなられた皆様はがんの悪化によるものと考えております」というものでした。自ら、緊急安全性情報を出しているにもかかわらず、です。

この裁判を起こす前には、アストラゼネカ本社に、責任を認め謝罪すること、原因調査と結果の公表などを求める要請書を提出しました。このときも、アストラゼネカ社は、三津子の死も他の多数の被害者の死もイレッサの副作用ではなく、がんの進行によるものと考えていると言い、イレッサで被害が生じていることを認めようとしませんでした。

私が実名で、イレッサの被害を公表して以来、イレッサの使用でかけがえのない家族を亡くした方、現にイレッサを使用している患者さんから、連絡をいただき、質問を受けたり、不安の声を聞いたりしました。私が提訴した後、連絡をいただいた方の中には、裁判をすることを検討された人がいましたが、裁判の負担を前に、裁判をあきらめた人は多数います。

アストラゼネカ社は、先日7月30日の大阪地裁での最終弁論で、すべてのがん患者の代弁者であるかのような発言をしていました。

しかし、アストラゼネカ社は、これまでにイレッサの副作用で800人以上の死亡者を出した、この悲惨な事実をどのように思っているのでしょうか。抗がん剤の治療では、ある程度の副作用による死亡は止む得ないことと主張して、亡くなった被害者に対して何の感情も示さずに、仕方のない死亡として被害を無視し、がん患者の命を軽視し続けていますが、これまでに日本で起こされた薬害被害の中でも最大とも言うべき、800人以上が、イレッサの副作用で死亡しているという重大さを認めて、すべての被害者に対する謝罪と償いを行って下さい。

また、国は、三津子が亡くなった後、厚生労働省に問い合わせた時、「事前にアポイントを取るなどしていただかないと、お話できません」と回答しました。厚労省の回答に、イレッサで死亡した可能性のある患者の情報を収集して、対策をとろうとする態度は見られませんでした。

提訴後の大阪毎日放送の報道番組では、イレッサの審査にあたった担当者が、

イレッサの被害発生について「教訓はない」と答えていました。

国は、イレッサの被害が起きたとき、「各、医療現場の中で適切に対処されている」として、何の対策を取らず被害を拡大させました。承認審査の時点できちんとした審査をし、被害が発生した時点で、患者の命を守ることが第一と、速やかな対応と規制を行っていたならばこれ程の被害の拡大は防げたのです。それを教訓がないなどと、どうしたら言うことができるのでしょうか。

今回、他の原告の・・・さん、・・・さんは、ご本人の体調不良のため、出頭できませんでした。・・・さんの奥様・・・さんも、・・・さんのお父様の・・・さんも、イレッサがものすごくよく効く薬だとか、重い副作用の出ない安全な薬だとかいう情報を与えられ、そのような薬だと信じてイレッサを服用しました。しかし、信頼は完全に踏みにじられました。三津子と私たち家族の場合と全く同じです。

「抗がん剤治療では副作用を覚悟で飲んでいるのだから仕方ないのではないか」と言われることがあります。しかし、今言ったとおり、私達は、重い副作用の出ない安全な薬だと信じて使用したのであって、副作用を覚悟して飲むという状況ではありませんでした。また、「わらをもすがる気持ちで飲んだのでしょうか」と言われることもあります。しかし、決して、飲まないよりましという気持ちで飲んだものではありません。ものすごくよく効くとの情報を受け、まさに「夢の新薬」と信じ込まされて服用したのです。重大な副作用のない夢の新薬と言われた薬で死ぬなんてことがあって良いはずがありません。それが今になれば、副作用が生じるのは当然、死亡の結果が生じるのもやむを得ないなどと言われ、だまされたという思いが募るばかりです。

誤った情報を伝えられ、頼ってしまったイレッサによって大事な家族を亡くし、実態を明らかにするために裁判に踏み切らざるを得なかった思いは、原告みな同じです。出頭できなかった・・・さん、・・・さんのそのような思いを、裁判所には是非ご理解下さい。

最後に、私たちの家族、他の原告の家族が、新薬の実験台として、まるでモルモットのように扱われたことを悲しく思います。国とアストラゼネカ社が、二度と再び、このような悲惨な薬害を起こさないよう、裁判所には公正な判断をお願い致します。

以 上